

平成三十年度

博士（文学）学位請求論文 内容及び審査の要旨

佐野 真人

平安時代前期における儀礼整備史の基礎的研究

皇學館大学大学院

学位請求論文

佐野真人「平安時代前期における儀礼整備史の基礎的研究」 審査報告

佐野真人氏の学位請求論文は、桓武天皇の皇統意識の再検討という問題視角から出発し、桓武く嵯峨天皇朝における儀礼整備が、天智天皇系新王朝意識によるものではないことを検証するとともに、特に正月儀礼における変遷、新儀礼の導入とその背景を、文徳・清和天皇朝以降も視野に入れて考察し、総じて平安時代前期における儀礼秩序の形成過程を説明しようとした労作である。本論は、二部に分かれ、都合十四章よりなる。各章の題目は、以下のとおりである。

序論 本論文の視点

第一部 桓武天皇朝の皇統意識の再検討と儀礼の導入

第一章 桓武天皇と儀礼・祭祀

第二章 日本における昊天祭祀の受容

第三章 奈良時代に見られる郊祀の知識―天平三年の対策と聖武天皇即位に関連して―

第四章 山陵祭祀より見た皇統意識の再検討

第五章 古代日本の宗廟観―「宗廟」山陵」概念の再検討―

第六章 「不改常典」に関する覚書

第二部 古代正月儀礼の整備と変質

第七章 天地四方拝の受容―『礼記』思想の享受に関連して―

第八章 唐帝拝作法管見―『大唐開元礼』に見える「皇帝再拝又再拝」表記について―

第九章 「儀仗旗」に関する一考察

第十章 正月朝覲行幸成立の背景―東宮学士滋野貞主の学問的影響―

第十一章 朝賀儀と天皇元服・立太子―清和天皇朝以降の朝賀儀を中心に―

第十二章 延長七年元日朝賀儀の習礼―『醍醐天皇御記』『吏部王記』に見る朝賀儀の断片―

### 第十三章 小朝拝の成立

### 第十四章 皇后拝賀儀礼と二宮大饗

#### 結論

#### 初出一覧

#### 参考文献一覧

序論は、平安時代前期の儀礼整備が、天智天皇系新王朝概念による皇統意識に基づいているという従来の見解を再検討する必要性を説き、本論文の研究視角を示す。

第一部は、桓武天皇朝の皇統意識の再検討と儀礼の導入について論じた六章よりなる。各章の概要は、以下のとおりである。

第一章「桓武天皇と儀礼・祭祀」では、桓武天皇は、生母の出自の低さを理由に、立太子の時点から多くの反対勢力が存在していたことを、皇位の正統性に関わる重大な問題と認識し、そのために新王朝意識の創出よりも、政権の安定化と自身が正統な天子であることを内外に宣明するための儀礼整備が必要となったのではないかと論じる。

第二章「日本における昊天祭祀の受容」は、昊天祭祀が天命思想に基づき、桓武天皇が天智天皇系新王朝の創設を期して実施したという通説の再考を促したものである。著者によれば、昊天祭祀は、奈良時代にすでに知られていた可能性があり、大学頭の経験もある桓武天皇は、その意義などを深く理解した上で、みずからの正統性を示し、なおかつ皇位と国家の安定を保つためにこの祭祀を行ったと説く。

第三章「奈良時代に見られる郊祀の知識」では、『経国集』所載の「天平三年（七三一）五月八日」の「対策」から、正月上辛の郊祀は天平三年（七三一）の段階で日本の官人たちが理解していたことを確認した上で、桓武天皇が行なった郊祀は、桓武天皇朝あるいはその直前の宝亀年間に導入された知識によって実施されたものではなく、奈良時代の初めから日本に存在し、吉備真備の帰朝や宝亀度の遣唐使などによって積み重ねられた知識によるものであることを論究する。

第四章「山陵祭祀より見た皇統意識の再検討」は、平安時代には荷前別貢幣において天智天皇陵・光仁天皇陵・桓武天皇陵の三陵が永世不廢の山陵として奉幣の対象とされたことを取り上げる。通説では、これを天智天皇系の直系皇統意識によ

るものとみるが、著者は、様々な要素が複合的に絡み合っており、天智天皇系の直系皇統意識のみで考えると矛盾が生じることを指摘する。そして天智天皇・光仁天皇・桓武天皇は、系図上直系に繋がるといふ皇統意識を超越し、律令国家の形成と展開に偉大な業績のあった天皇として崇敬・顕彰する意味で、永世不廢の奉幣の対象となりつづけたのではないかと考察する。

第五章「古代日本の宗廟観」では、『続日本紀』延暦十年（七九一）三月条に記述される「国忌省除令」についての考察。従来の学説では、これは中国の「宗廟」の例に基づいて行われたもので、宗廟制を日本に導入したと考えられていた。これに対して著者は、『日本書紀』以下の宗廟に関する用例の検討結果を踏まえ、延暦十年の国忌省除令の段階で、中国の宗廟祭祀を取り入れたものとは断定しがたいことを主張する。日本では、中国の宗廟の例を参考にしながらも、宗廟制度の明確な導入は行われず、荷前奉幣などの山陵祭祀が中心で、祭祀の場としての「山陵」と「宗廟」とは明確に区別されてきたのであり、「宗廟」の呼称は、国家の守護的な要素を持つ場合にのみ使用されてきたことを確認する。この区別があったからこそ、平安時代後期以後に、伊勢の神宮や八幡神に対して「宗廟」の呼称が使われることが可能となり、中世の宗廟観の形成へとつながることを示唆する。

第六章「不改常典」に関する覚書」では、天智天皇系直系皇統意識の再検討という立場から、「不改常典」「天智天皇の定めた法」を取り扱ったもの。続日本紀の用例を検討し、①このような法の発言者は、あくまでも先帝（太上天皇）であり、即位に際して新帝へ教示される「法」であること、②「不改常典」法は奈良時代以降に断絶したのではなく、また桓武天皇によって持ち出された「天智天皇の定めた法」も持統天皇にまでは遡れる可能性が考えられること、③光仁天皇は、「不改常典」に関する何らかの知識を有し、その認識は父である施基皇子が、天武天皇の諸皇子とともに鵜野皇后（持統天皇）を母とする「一母同産」の処遇を受けていたことより、持統天皇から施基皇子・光仁天皇へと受け継がれた可能性があるかと推測する。

以上が、第一～第六章の論旨の要旨である。いずれも堅実な考証を駆使した論文であるが、これらの根底に共通するのは、いわゆる瀧川政次郎氏以来の革命思想説への批判である。天武天皇系から天智天皇系への皇統の移行は断絶したのではなく、一系的な位置付けがなされているという新説を受けて、著者は、平安時代前期における儀礼の整備についても、その観点から再検討をおこなった。それが、第一部所収の諸篇である。

たしかに、各章を読むと、必ずしも通説が盤石ではないことがわかるのであって、著者が、平安時代前期の重要な儀礼整備とその背景を、当時の現実的具体的な政治的文化的要因に求め、虚心に検討し直したことは、先駆的な試みとしてそれなりの意義が認められ、その研究姿勢と成果は、高く評価できるものである。ただ、通説にもなお成立の餘地は残るのであって、今後も継続して多方面からこの問題の究明にあたることが求められよう。

さて、つづく第二部は、古代の朝廷における年中儀礼の中心ともいえる正月儀礼の整備と変質について考察した八章より構成される。第I部とは異なり、個別研究の集成という意味合いが強いので、一篇ごとに講評を加える。

第七章「天地四方拝の受容」では、我が国への『礼記』の伝来とその受容及び天皇が天子として天地四方を拝する（祭る）に至った事情について言及したものである。著者によれば、『礼記』の思想に基づき、天子のみに許された「天地四方」を拝することは、嵯峨天皇朝に至り、天皇親らが、天地四方を拝し国家と人民の安寧を祈る「元旦四方拝」の新儀を立制されたのではないかと説く。その背景に、天皇兄弟を巻き込んで政権抗争が二世代に続けて発生し、平城上皇の重祚をはかって平城京に移り、天皇と対立するという菓子の変が契機となったと考察する。この変が発端となって、藏人所の設置、太上天皇制の成立、後院のあり方など宮廷諸制度が嵯峨天皇によって改革されていったことも勘案するならば、穏当な推論と思われる。

第八章「唐帝拝礼作法管見」では、『大唐開元礼』の記載から、唐の皇帝が先祖祭祀の場合にのみ「再拝又再拝（両段再拝）」の拝礼作法を行っていることに着目し、日本における「元旦四方拝」の二陵拝や荷前別貢幣における「両段再拝」も中国皇帝の先祖祭祀の拝礼作法に影響を受けた可能性を、いま一度検討する必要性を提起したものである。拝礼作法の起拝や拍手の問題には言及していないのは惜しまれるが、中国皇帝の先祖祭祀における四拝の確認とその影響を指摘した嚆矢として注目される。ただ、日本の朝賀における天皇への拝礼、元旦四方拝における天皇の二陵（二親）拝にみられる両段再拝が、中国の四拝の直接的影響とみるのには、慎重でありたい。

第九章「儀仗旗」に関する一考察」では、日本の儀礼でも使用される四神旗・万歳旗が、隋の文帝が北周の制を改定したものであることを指摘し、この儀仗旗が、推古天皇十一年（六〇三）十一月までには日本に伝えられていたことを指摘する。また『正倉院文書』所収の天平宝字二年（七五八）十月二十五日牒により淳仁天皇即位の三ヶ月後に儀仗旗の製作が進められていたことを紹介し、天皇の御代替わりにごに儀仗旗が造替されたのではないかと推測する。儀仗旗が御代替ごに作成さ

れていたかは、いまひとつ確証を欠くが、蓋然性は高いであろう。

第十章「正月朝覲行幸成立の背景」では、「太上天皇を謁する儀」については承和初年の段階ではさまざまな呼称があったが、「天子の孝の実践」儀礼として、ふさわしい名称が摸索され、最終的に「朝覲」が採用されたものと推測し、それが仁明天皇の皇太子時代の東宮学士であった滋野貞主の学問的な影響によるものであることを指摘する。本篇は、中国では臣下が天子を拝謁する場合の儀礼とされる「朝覲」が、日本に定着する過程を考究した好論である。

第十一章「朝賀儀と天皇元服・立太子」では、清和天皇朝以降、幼帝の出現によって朝賀儀が衰退を見せるなかで、天皇元服の年に実施された朝賀儀に注目し、成年の天皇として始めて群臣たちの前に出御して君臣の関係を再確認することとなったから、成年の天皇としての「即位式」に相当する意味をもっていたと論じる。妥当な推論であるが、毎年恒例に行われなくなった時代の朝賀儀は天皇元服以外にも認められるから、その実施理由や、その意味合いを検討する必要がある。なお、『西宮記』の儀式文は、源高明が実際に経験した儀礼を反映した可能性があるとの指摘は、その通りであろう。

第十二章「延長七年元日朝賀儀の習礼」では、『醍醐天皇御記』と『吏部王記』を手がかりに、実際の朝賀儀の様子を探る。朝賀儀が毎年恒例ではなくなったために習礼が必要となり、それに『儀式』などの儀式書ではなく『外記日記』が参照されていたことを確認する。これは特別なことではなく、この頃より儀式行事執行に広く認められるあり方である。また習礼の様子から、藤原仲平が儀礼作法に精通していたことも指摘する。

第十三章「小朝拝の成立」では、小朝拝は天皇の御在所における拝礼儀礼であり、毎年恒例の朝賀儀が行われなくなったことにより、御在所の天皇に対して、臣下たちの「内々の私的な拝礼」として行われるようになったと理解されるが、その原形は文徳天皇・清和天皇朝に成立したとみることが可能とする。初見史料より宇多天皇朝とみるのが通説的見解であるが、小朝拝成立の諸要素が文徳・清和天皇朝に既に整っていることから、原初的な成立を想定したものである。

最後の第十四章「皇后拝賀儀礼と二宮大饗」では、皇后拝賀儀と東宮拝賀儀は、元日朝賀儀と密接なかわりを持った儀礼であり、本来は拝礼を中心とした儀礼に、『儀式』にはみえない饗宴部分が、貞観十七年（八七五）以前、おそらくは文徳天皇朝以降に附加されたものと論じる。そして朝賀儀が行われず元日節会のみが行われるようになる、皇后拝賀儀も儀礼の中心が饗宴部分に移行、延喜年間以降に「大臣大饗」が正月儀礼として成立・定着するようになる、その名称にならって「二宮大饗」と称されるようになったものと推定する。ただ、本篇では元日節会については検討されていないので、今

後は、正月儀礼全体の変遷から儀礼構造の変化について考察することが求められよう。

以上、各章にわたり、その概要とともに必要に応じて講評を加え、特筆すべき点についても言及してきた。論証の未熟な点、今後の課題とすべき点も少なくないが、本論文は全体として、平安時代前期における儀礼秩序の構築過程の解明という目的のために積み上げられた手堅い研究であり、近年の数ある古代儀礼史研究の水準を一步進める内容を備えていると判断される。特に一部の主要テーマである桓武天皇朝の儀礼整備が天智天皇系新王朝意識によるものではないとの見解は、当該研究史に対する重要な問題提起であるだけに、今後さらに研究が深められていくことが期待される。第二部の平安時代前期の正月儀礼の整備と変質については、中国の礼楽思想の具体的な受容導入を調査しながら、受容した要因や時代背景等も総合的に考察して新見解を披瀝しており、独自の価値と意義をもち、関連研究を裨益する内容をもつと認められる。因みに、本論文において著者が一部着手しているように、今後、中国の膨大な礼楽思想体系を我が国がいかに理解し受容していったのか、さまざまな彼我の相違に留意しながら、主体的自主的態度で導入が図られていった実態を精細に跡づけていくことが、古代朝廷儀礼史研究の重要な課題となるであろう。

叙上のような著者の積極進取な研究姿勢とその成果を総合的に判断して、本論文は、博士(文学)論文に値するものと認められると判断し、ここに、審査の結果を報告する次第である。

学位請求論文最終試験報告書

佐野 真人

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成三十年九月二十六日

審査委員 主査 清水 潔

(本学教授)



副査 荊木 美行

(本学教授)



副査 加茂 正典

(本学教授)

